

作成日：2013年12月5日

## フィンランド共和国

特許庁の所在地：

Ministry of Trade and Industry  
National Board of Patents and Registration of Finland (NBPR)

Arkadiankatu 6A,  
00100 Helsinki,  
Finland

Tel : 358 9 6939 500

Fax : 358 9 6939 5328

E-mail: `firstname.lastname@prh.fi`

Website: <http://www.prh.fi/>

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無
5. 出願言語
6. その他関係団体
7. 特許情報へのアクセス

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 特許権の存続期間及び起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

### < 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## 共通情報

### 1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (EPC)
- (4) WIPO設立条約 (WIPO条約)
- (5) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (6) 世界貿易機構 (WTO)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (8) 標章登録のための商品サービスの国際分類に関するニース協定  
(Nice Agreement)
- (9) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV条約)
- (10) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC Strasbourg Agreement)
- (11) 意匠の国際分類に関するロカルノ協定 (Locarno Agreement)
- (12) 外国公文書領事認証免除に関するハーグ条約 (Hague Convention)

### 2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細な説明があります。

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/patent\\_highway.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm)

日本・フィンランド PPH、PCT-PPH については、以下を参照下さい。

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/japan\\_finland\\_highway.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_finland_highway.htm)

### 3. 現地代理人の必要性有無

フィンランド国内に住所や居所を有していない出願人は、登録された現地代理人を選任しなければなりません。

### 4. 現地の代理人団体の有無

The Association of Finnish Patent Attorneys

PL 595, 00101 Helsinki

E-mail: mail@spay.fi

### 5. 出願言語

フィンランド語又は英語です。

## 6. その他関係団体

JETRO HELSINKI

World Trade Center Helsinki,

P. O. Box 800 (Aleksanterinkatu 17),

00101 Helsinki, Finland

Tel : 358-9-6969-4545

Fax: 358-9-6969-4546

## 7. 特許情報へのアクセス

<http://www.prh.fi/en/patentit/tietokannat.html>

でアクセスすることが可能です。

## 特許制度

### 1. 現行法令について

2006年9月1日施行の2007年の改正法、2011年11月1日施行の改正特許法が適用されています。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称・住所、発明者の氏名・住所、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出します。

#### (2) 明細書・クレーム及ぶ要約 (Specification, Claims & Abstract)

出願は、フィンランド語又は英語ですることができます。

#### (3) 必要な図面 (Drawings)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

認証は不要です。

#### (5) 譲渡証 (Assignment)

発明者が署名します。

認証は不要です。

#### (6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先日から16ヶ月以内に提出することができます。

#### (7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

#### (8) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Document)

優先権主張出願の出願人とフィンランド出願の出願人が異なる場合、優先権譲渡証が必要となります。

### 3. 料金表 (単位：ユーロ (EUR) です)

(1) 出願料金	350
・クレーム追加料金 (11以上1クレーム当たり)	40
(2) 公告料金	350
(3) 年金	
① 4年度	155
② 5年度	170
③ 6年度	195
④ 7年度	245
⑤ 8年度	290

⑥ 9 年度	3 2 0
⑦ 1 0 年度	3 6 0
⑧ 1 1 年度	4 2 5
⑨ 1 2 年度	4 8 5
⑩ 1 3 年度	5 4 0
⑪ 1 4 年度	6 0 0
⑫ 1 5 年度	6 5 0
⑬ 1 6 年度	7 0 0
⑭ 1 7 年度	7 5 0
⑮ 1 8 年度	8 0 0
⑯ 1 9 年度	8 5 0
⑰ 2 0 年度	9 0 0

#### 4. 料金減免制度について

- (1) 出願した発明者が、貧困により特許印刷料金を納付することが困難な場合、請求により納付の免除を受けることができます。
- (2) 特許を受けた発明者が、年金を支払うことが極めて困難である場合、特許付与後3年まで納付の猶予期間が与えられます。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査を採用しております。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度を採用しております。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用しておりません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 方式審査：
  - ① 方式的要件を満たしていない場合、期間を指定して（1ヶ月から6ヶ月）補正指令が発行されます。
  - ② 出願人が指定期間内に応答しなかった場合、出願は却下されます。
- (2) 対応外国出願の情報提出に関して
 

対応外国出願をしている出願人は、対応外国出願の審査結果を特許庁に報告する義務があります。
- (3) 出願公開に関して

- ① 出願は、出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後公開されますが、早期公開の請求も認められています。
- ② この出願公開により仮保護の権利が発生し、出願公開から特許権発生するまでの期間に、出願に係る発明を実施した者に対して、出願人は特許権設定登録後、補償金を請求することができます。

（4）実体審査に関して

- ① 出願審査請求制度は採用されておきませんので、出願されると自動的に全件、発明の単一性、新規性、進歩性等について審査が行われます。
- ② 審査の結果、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知（指定期間1ヶ月から6ヶ月間）が発行されます。
- ③ 上記拒絶理由通知に応答したが、依然として拒絶理由を解消することができないと判断された場合には、出願は最終的に拒絶されます。
- ④ 拒絶査定に不服を有する場合、その通知日から60日以内に特許庁の抗告部に請求することができます。

（5）不登録事由に関して

以下の内容は、発明とはみなされません。

- ① 芸術的な創造物である場合
- ② 単なる情報の提供に過ぎないものである場合
- ③ 発見や科学的な理論や算術的方法である場合
- ④ 人体や動物体を治療、診断する方法である場合
- ⑤ コンピュータプログラム自体である場合
- ⑥ 公序良俗に反する場合

等です。

（6）新規性に関して

- ① 出願日（又は優先日）前、出願に係る発明が公知になっている場合、特許を受けることはできません（世界的絶対的新規性の採用）。
- ② 出願後、出願公開等された先の出願の明細書等に記載された発明と同一の場合、特許を受けることはできません（Whole contents approachの採用）。

この場合、出願人や発明者が同一の場合でも適用されます。

〈新規性喪失の例外〉

次の場合、新規性喪失の例外の規定が適用されます。

- ① 特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が公表された日から6ヶ月以内に出願した場合
- ② 特許を受ける権利を有する者が、出願日前6ヶ月以内に国際博覧会に発明を展示した場合

（7）早期審査に関して



日本特許庁とフィンランド特許庁間で、2009年4月20日から特許審査ハイウェイ（PPH）施行プログラムが開始されることになりました。詳細は、後述します。

（8）特許の許可に関して

- ① 特許要件全てを満たした出願は、出願許可（特許査定）の通知が発行されます。
- ② 出願の許可通知の日から2ヶ月以内に、特許印刷料金を納付するよう要請されます。この期間内に上記料金を納付しなかった場合、出願は取り消されたものとみなされます。
- ③ 上記料金が納付された後、特許された旨が原簿に登録され、公報に公告されて、特許証が発行されます。

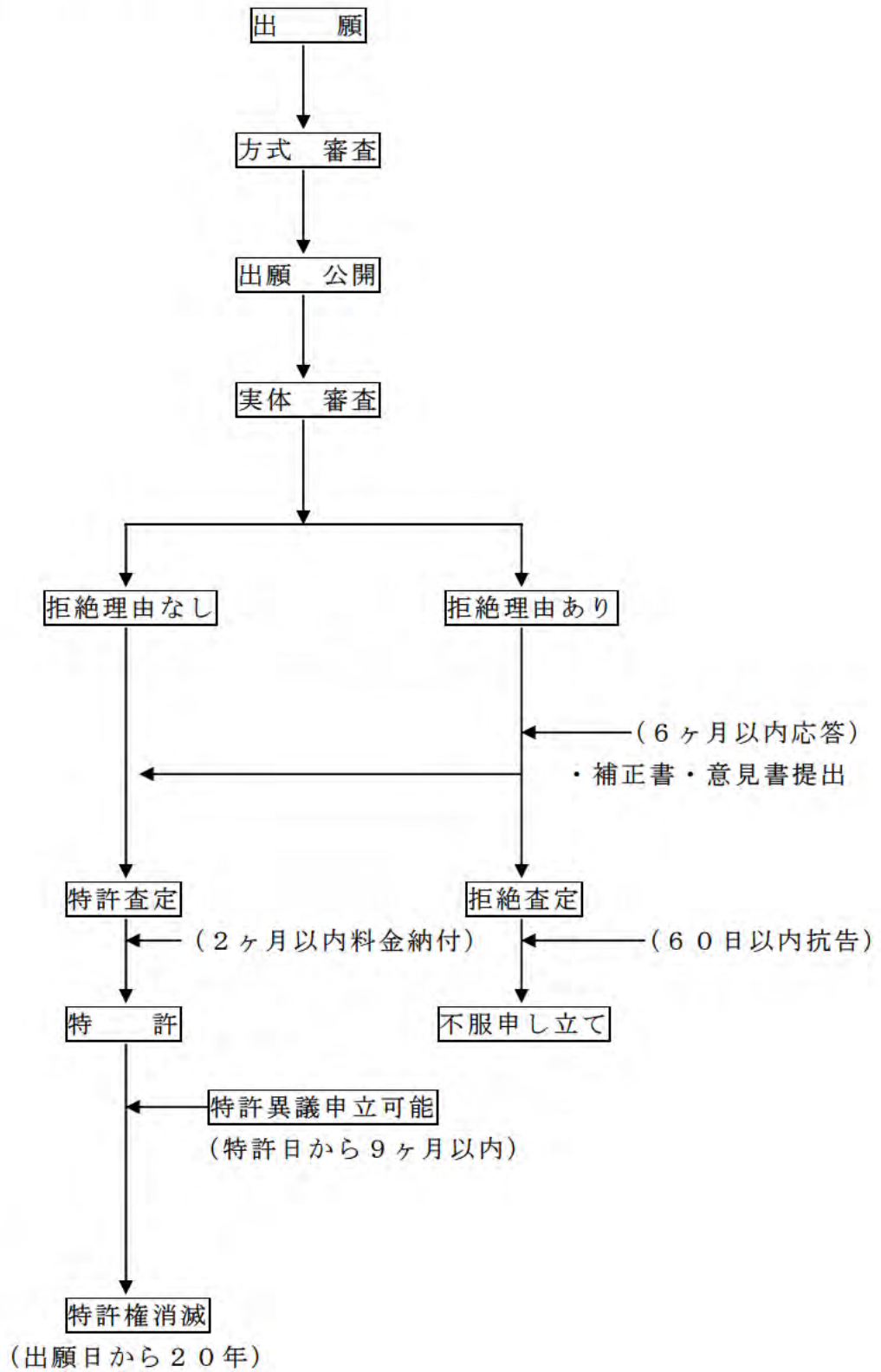
（9）出願分割に関して

分割出願は、出願の単一性の要件を満たしていない旨の拒絶理由通知に対する応答する期間内にすることができ、自発的にする場合は、特許許可通知まですることができます。

（10）特許異議申立に関して

- ① 特許付与の日から9ヶ月以内に、何人も異議申立てをすることができます。
- ② 主な異議申立理由：
  - (a) 特許要件を満たしていない発明
  - (b) 明細書に記載の発明が開示不十分であった場合
  - (c) 補正により新規事項が含まれた状態で特許になった場合
- ③ 異議申立手続き：
  - (a) 異議申立通知が特許権者に通知され、特許権者は答弁書を提出することができます。
  - (b) 上記答弁書が提出されると、その旨が異議申立人に通知され、申立人に弁駁書を提出する機会が与えられます。
  - (c) 異議申立に理由があると判断された場合、特許は無効とされます。
  - (d) 一方、異議申立に理由がないと判断された場合、特許は維持されます。
  - (e) 特許が維持された場合、その旨の通知の日から2ヶ月以内に特許印刷料金を納付しなければなりません（再印刷手数料）。

出願から登録までのフローチャート



(11) フィンランド・日本国の特許審査ハイウェイに関して

- (A) 特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラム
  - (B) PCT国際成果物を利用した (PCT-PPH) プログラム
  - (C) 申請要件を緩和した特許審査ハイウェイ試行プログラム  
「PPH MOTTAINAI」試行プログラム
- が、実施されております。

(A) 特許審査ハイウェイ (PPH) について：

(1) 申請要件

- ① フィンランド出願及び対応する日本出願において、優先日或いは出願日のうち、最先の日付が同一であること。
  - (a) フィンランド出願が、日本出願の優先権を主張する、パリルートによる出願である場合
  - (b) フィンランド出願が、日本出願の優先権を主張するPCT出願の国内移行出願である場合、等です。
- ② 対応する日本出願の少なくとも1件に、日本国特許庁が特許可能と判断した1乃至複数の請求項があること。
  - (a) 審査段階における最新のオフィスアクションにおいて明示的に特許可能と判断された請求項も、早期審査の申請の基礎とすることができます。
  - (b) 日本出願が特許になっていない場合でも、日本出願の審査官が拒絶理由通知書において、現時点では拒絶理由を発見しない、拒絶理由が新たに発見された場合には、拒絶理由が通知されるとの、定型文を記載した場合も該当します。
- ③ フィンランド出願の全ての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
  - (a) 例えば、差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、フィンランド出願の請求項が日本出願の請求項と同一、又は類似の範囲を有する場合、又は
  - (b) フィンランド出願の請求項の範囲が、日本出願の請求項の範囲より狭い場合には、請求項は十分に対応すると、みなされます。
- ④ フィンランド出願において、まだ特許通知を発送していないこと。

(2) 必要な書類

- ① 日本出願のオフィスアクションの写し及びその翻訳文の提出。
  - (a) 翻訳言語は、フィンランド語又は英語です。
  - (b) オフィスアクションがAIPN上で利用可能な場合、提出する必要はありません。

- ② 日本国特許庁が特許可能と判断した請求項の写し、及び請求項の翻訳文の提出。  
なお、請求項が A I P N 上利用可能な場合、提出する必要はありません。
  - ③ 日本国特許庁審査官が引用した文献の写しの提出。
    - (a) 引用文献が特許文献の場合、通常フィンランド特許庁も所有しているため、提出を省略することができます。
    - (b) 引用文献が非特許文献の場合は、提出の省略はできません。  
なお、この場合引用文献の翻訳文の提出は不要です。
  - ④ 請求項対応表の提出。  
フィンランド出願の全ての請求項が、特許可能と判断された対応する日本出願の請求項とどのように対応しているかを示す、請求項対応表の提出が必要です。
- (3) P P H 施行プログラムに基づく早期審査の手続き
- ① 所定の申請書を提出すること。
  - ② P P H に基づく早期審査の要件が満たされていないと判断された場合、その旨が出願人に通知されます。
  - ③ 出願人は、修正後再申請をすることができます。
  - ④ P P H に基づく早期審査の要件を全て満たしていると判断された場合、その旨が出願人に通知されます。
  - ⑤ 申請が認められない場合は、フィンランド出願は通常の出願順で審査されることが出願人に通知されます。
- (B) P C T 出願の国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ ( P C T - P P H ) について :
- (1) 申請要件
- ① 対応する国際出願の国際段階における成果物 ( 国際調査機関が作成した見解書 ( W O / I S A ) 、 国際予備審査機関が作成した見解書 ( W O / I P E A ) 及び国際予備審査報告 ( I P E R ) のうち、最新に発行されたものにおいて特許性 ( 新規性・進歩性・産業上利用可能性のいずれも ) 「有り」と示された請求項が少なくとも 1 つ存在すること。
    - (a) W O / I S A , W O / I P E A , I P E A は、日本国特許庁が国際調査機関 ( I S A ) 、 国際予備審査機関 ( I P E A ) として作成したものに限られます。
    - (b) 優先権主張の基礎となる出願はいずれの国の特許庁にされたものでも対象になります。
    - (c) 国際調査報告 ( I S R ) のみに基づいて、 P C T - P P H を申請することはできません。
  - ② フィンランド出願と国際出願は次の関係を満たす必要があります。

- (a) フィンランド出願が、国際出願の国内移行出願であること
  - (b) フィンランド出願が、国内出願を優先権主張した国際出願の国内移行出願であること
  - (c) フィンランド出願が、国際出願を優先権主張した国際出願の国内移行出願であること、等です。
- ③ PCT-PPH審査申請時のフィンランド出願の全ての請求項が、国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項のいずれかと十分に対応していること。
- (a) フィンランド出願の請求項が、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有し、差異が翻訳や請求項の形式によるものである場合、
  - (b) フィンランド出願の請求項が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の範囲より狭い場合、これらの場合には、請求項は十分に対応するとみなされます。
- ④ フィンランド出願において、まだ特許通知を発送していないこと。
- (2) 必要な書類
- ① 特許性有りと判断が記載された最新国際成果物の写しと、当該写しが英語でない場合はフィンランド語又は英語による翻訳文の提出。但し、
- (a) フィンランド出願が、上記(1)②の(a), (b), (c)の要件を満たす場合は、フィンランド出願の包袋情報の一部として特許性に関する国際予備報告(IPRP)の写し及び翻訳文が含まれるため、提出を省略することができます。
  - (b) また、PATENTSCOPE(登録商標)で当該最新国際成果物の写しと、その英語の翻訳文が取得可能である場合、フィンランド特許庁から要求されない限り、提出を省略することができます。
- ② 最新国際成果物で特許性有りと判断された請求項の写しと、当該写しが英語でない場合はフィンランド語又は英語による翻訳文の提出。但し、PATENTSCOPE(登録商標)で特許性有りと示された請求項の写しが取得可能である場合には、提出を省略することができます。
- ③ 最新国際成果物で提示された文献の写しの提出。
- (a) 引用文献が特許文献の場合、提出を省略することができます。
  - (b) 非特許文献の場合、提出を省略することはできません。  
引用文献の翻訳文の提出は不要です。
- ④ フィンランド出願の全ての請求項と、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項との関係を示す対応表を記載した書面の提出。

(C) 申請要件を緩和した特許審査ハイウェイ施行プログラム

( P P H M O T T A I N A I 試行プログラム) について :

- (1) 特許審査ハイウェイ ( P P H ) は、ある特定の国で特許権を取得することが可能と判断された出願について、他の国で簡易な手続で早期審査を受けることを可能とする制度をいいます。
- (2) この「 P P H M O T T A I N A I 」試行プログラムとは、どの国に先に特許出願をしたかに拘わらず、参加国 ( 日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、ロシア、スペイン及びフィンランド ) において、特許可能との審査結果に基づき P P H 申請を可能とするプログラムをいいます。
- (3) 従いまして、フィンランド出願において P P H プログラムによる早期審査を受けるに際し、上記いずれの国における審査結果に基づいても、早期審査を受けることが可能となりました。

## 9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から 20 年で、特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 出願維持年金は、出願日から 4 年度目 ( 出願日の相当するする日 ) に納付義務が生じます。

## 10. P C T に加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限 : 優先日から 31 ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類 : 次のフィンランド語による翻訳文の提出が必要です。
  - ① 国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
  - ② 19 条補正がされた場合 : 国際出願時の請求の範囲又は補正後の翻訳文
  - ③ 34 条補正がされた場合 : 国際出願時の請求の範囲又は補正後の翻訳文

## 11. 留意事項

### (1) 出願の際

- ① フィンランド国では、パリルート、P C T 国際出願又は E P C 出願により、発明の保護を求めることができます。従いまして、どのルートにより特許を取得するか、特許になるまでにかかる費用、特許になるまでの時期及び特許となった場合の権利の安定性等を総合的に判断する必要があります。
- ② この度の改正特許法の施行 ( 2011 年 11 月 1 日 ) により、国内特許出願の出願から審査まで、フィンランド語の他に英語でも手続きが行われるようになりました。

(2) E P C 出願におけるフィンランド国指定に関して

- ① 従来は、E P C 出願が特許になり、指定国フィンランド国においてE P 特許を有効化するためには、明細書及びクレームについてフィンランド語又はスウェーデン語の翻訳文を提出する必要がありました。
- ② この度のロンドン・アグリーメント (London Agreement) の加入により、E P C 出願の手続言語が英語の場合、明細書の翻訳文は不要となり、クレーム部分のフィンランド語又はスウェーデン語の翻訳文だけの提出となりました。

## 実用新案制度

### 1. 現行法令について

2008年の改正法が適用されています。

### 2. 実用新案出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、国名、出願年月日及び出願番号等を、記載します。

#### (2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

#### (3) 図面 (Drawings)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

認証は不要です。

#### (5) 譲渡証 (Assignment)

発明者が署名します。

認証は不要です。

#### (6) 優先権証明書 (Priority Document)

特許庁から要求された場合に提出が必要です。

#### (7) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Document)

優先権主張出願の出願人とフィンランド出願の出願人が異なる場合に必要となります。

### 3. 料金表 (単位: ユーロ (EUR) です)

(1) 出願料金	200
・クレーム追加料金 (6以上1クレーム当たり)	20
(2) 公開繰延べ料金	50
(3) 審査料金	300
(4) 登録性についての陳述料金	100
(5) 更新料金	
① 1回目 (4年間)	250
② 2回目 (2年間)	200
(6) 審判請求料金	200

### 4. 料金減免制度について

料金減免制度の規定が存在するか、不明です。



## 5. 実体審査の有無

実体審査は採用しておりません。

方式的要件、不登録事由及び考案の単一性について審査されます。

## 6. 出願公開制度の有無

(1) 出願公開制度は採用しておりませんが、出願ファイルは、登録日、又は出願日又は優先日から15ヶ月が経過するまでに、公衆の利用に供されるとされています。

(2) 出願時に料金を納付することにより、出願日又は優先日から最長15ヶ月について公開の繰延べ請求をすることができます。

## 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用しておりません。

## 8. 出願から登録までの手続の流れ

産業上利用可能な新規である技術的解決手段に係る考案は、実用新案として保護を受けることができます。

但し、方法、工程、又コンピュータプログラム等は、実用新案として保護を受けることはできません。

(1) 不登録事由に関して

次の考案は登録されません。

- ① 実用新案の定義を満たさない考案
- ② 新規性の要件（後述）を満たさない考案
- ③ 先行技術から明らかに異なっていない考案（進歩性の基準は発明に要求される程度よりも低い程度でもって足りません）
- ④ 道徳又は公の秩序に反する恐れのある考案等です。

(2) 新規性に関して

考案が実用新案として登録を受けるためには、出願日又は優先日前に公知である先行技術に対して、新規なものでなければなりません。

先行技術には、世界のいずれかにおいて、公知、公用、及び公衆に利用可能な状態に置かれた全てのものを含みます（絶対的新規性の採用）。

〈新規性喪失の例外〉

以下の場合には、新規性喪失の例外が認められます。

- ① 登録を受ける権利を有する者の意に反して、考案が出願前6ヶ月以内に公表された場合
- ② 登録を受ける権利を有する者により、考案が出願前6ヶ月以内に国

際的博覧会において展示された場合

(3) 審査に関して

方式的要件、考案が実用新案としての保護対象の要件を満たしているか、  
道徳又は公の秩序に反する恐れがあるか否か、また考案の単一性を満た  
しているか否かについて行われます。

- ① 方式的要件を満たしていない場合、又は登録要件を満たしていない  
場合、出願人にその旨通知（拒絶理由通知）され、所定の期間内に  
意見書又は補正書を提出することができます。
- ② 上記所定期間内に応答しなかった場合、出願は却下され、却下され  
た出願に対して出願人が応答期間後2ヶ月以内に、復活料金を納付  
し、且つ所定の期間内に意見書等を提出することにより、1回に限  
り出願を復活することができます。
- ③ 上記応答後、拒絶理由が依然として解消されなかった場合、出願は  
拒絶となります。  
但し、状況によっては、更なる拒絶理由通知を発行する場合もあり  
ます。
- ④ 出願人はいつでも（登録前又は登録後）、第三者は実用新案の公開後、  
実用新案登録の有効性の評価を得るために、所定の料金を納付する  
ことにより、新規性の審査及び登録性に関する陳述書の作成を請求  
することができます。
- ⑤ 全ての要件が満たされた考案は、実用新案登録簿に登録され登録証  
が発行されます。

(4) 審判請求に関して

なお、不利な決定に対しては、審判部に対して審判を請求することがで  
きます。

(5) 分割出願に関して

登録されるまで期間、分割出願をすることができます。

(6) 異議申立に関して：

異議申立は規定されておりませんが、実用新案登録の無効を請求するこ  
とができます。

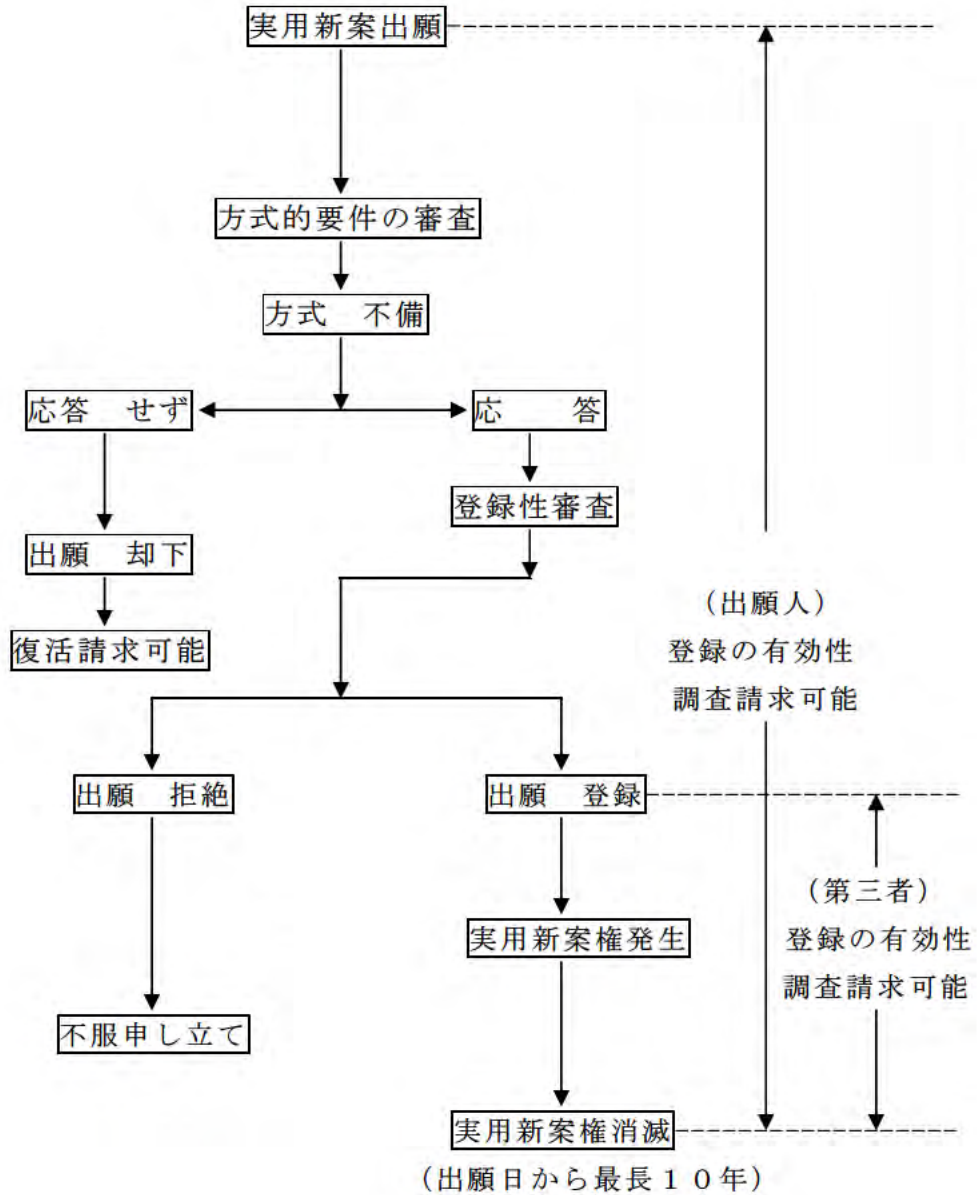
(7) 無効請求に関して

- ① 利害関係人は、実用新案権が消滅した後も特許庁に対して登録の無  
効を請求することができます。
- ② 主な無効理由は次の通りです。
  - (a) 実用新案出願に係る考案が、実用新案の定義に該当しなかった場合
  - (b) 実用新案出願に係る考案が、新規性の要件を満たしていなかった  
場合

(c) 明細書の記載が開示不十分であった場合

(d) 出願の単一性の要件を満たしていなかった場合等、です。

### 出願から登録までのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日

- (1) 出願日から4年、その後4年間、更に2年間更新可能です。  
従って、存続期間は最長出願日から10年となります。
- (2) 更新は、最初の4年の期間内に更新出願及び更新料金を納付し、8年の期間内に2回目の更新出願及び更新料金を納付する必要があります。

## 10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

規定が存在するか不明です。

## 11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

特許の場合と同様です。

- (1) 国内段階移行時期：優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：フィンランド語による翻訳文の提出が必要です。
  - ① 国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
  - ② 19条補正がされた場合：国際出願時の請求の範囲又は補正後の翻訳文
  - ③ 34条補正がされた場合：国際出願時の請求の範囲又は補正後の翻訳文

## 12. 留意事項

実用新案登録出願は、無審査で登録されます。従いまして、登録の有効性については出願人（権利者）の責任となります。

しかし、登録性の有効性についての判断には、専門性が要求され、その困難には場合が多いと思われれます。

そこで、出願人は出願中、又は登録後、出願に係る考案若しくは登録実用新案の有効性について、専門官庁である特許庁の見解を求めることを勧めます。

かかる見解が肯定的であった場合には、実用新案権の侵害者に対して安心して権利行使をすることができるからです。

## 意匠制度

### 1. 現行法令

2011年5月1日施行の改正意匠法が適用されています。

### 2. 意匠出願時の必要書類

- (1) 願書（創作者、出願人、ロカルノ協定に基づく意匠の分類）
- (2) 意匠を表す図面、写真、又は見本（ひな形）  
意匠に係る製品が同一分類に属する場合には、一出願に複数の意匠を含めることが可能です。
- (3) 優先権証明書（要求された場合のみ提出します）
- (4) 委任状（認証不要）
- (5) 譲渡証（認証不要）
- (6) 出願公告の繰り延べ請求（希望する場合のみ）

### 3. 料金表（単位：ユーロ (EUR) です）

(1) 出願料金（一意匠1分類）	185
(2) 2分類以降の追加料金	50
(3) 更新料金	
① 1回目	275
② 2回目	370
③ 3回目	420
④ 4回目	430

### 4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

### 5. 実体審査の有無

意匠出願は新規性等の実体審査の対象となります。

### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

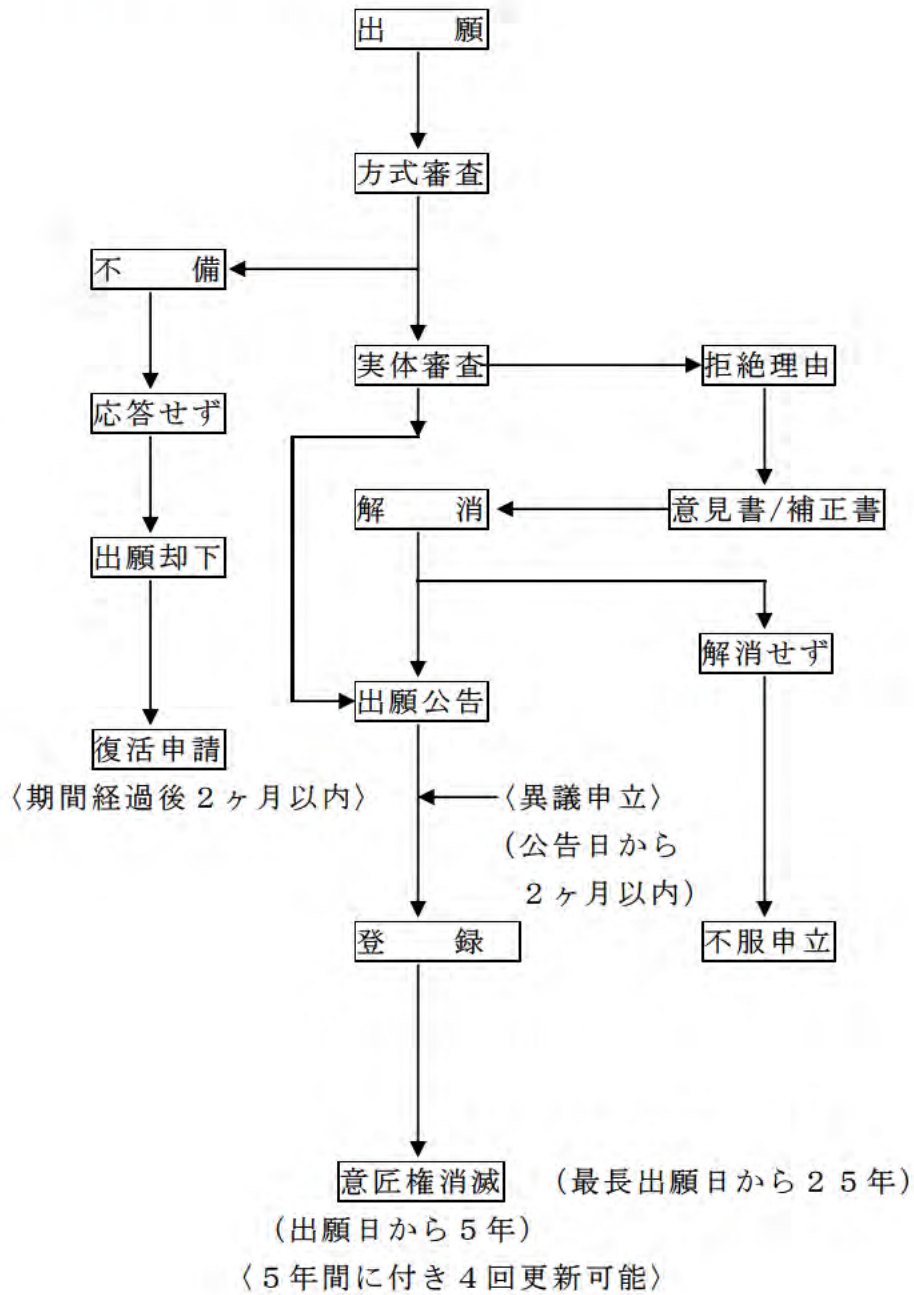
### 7. 審査請求制度の有無

意匠出願は全件審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

## 8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 意匠登録出願は、方式、不登録事由、及び新規性等の実体的登録要件について審査されます。
- (2) 方式要件を満たしていない出願、又拒絶理由が発見された出願については、オフィシャルアクションが発行され、所定の期間内に補正等をするよう、要請されます。
- (3) 当該オフィシャルアクションに対して、出願人が適切に応答しなかった場合、出願は却下されます。  
なお、出願却下された後であっても、上記所定期間の終了後2ヶ月以内に、応答等を行い且つ2ヶ月に復活料金を納付して、出願を復活することができます。
- (4) 上記オフィシャルアクションに対する応答後、拒絶理由を解消できなかった場合、出願は最終的に拒絶されます。
- (5) 不登録事由に関して：  
以下のものは、登録を受けることができません。
  - ① 出願に係る意匠が、意匠の定義を満たしていない場合（定義に関しては後述する留意事項の保護対象を参照）
  - ② 出願に係る意匠が、公の秩序又は道徳に反する場合
  - ③ 出願に係る意匠が、登録された他人の意匠と実質的に異なっていない場合等、です。
- (6) 新規性に関して：  
出願日（優先日）前に、出願に係る意匠と同一の意匠が公衆の利用可能な状態に置かれている場合、新規性を有しません。  
〈新規性喪失の例外〉  
以下の場合、新規性を喪失しないものとみなされます。
  - ① 出願日又は優先日前12ヶ月の期間内における、創作者により提供された情報若しくはなされた行動の結果として、当該創作者又は第三者が出願した場合
  - ② 出願日又は優先日前12ヶ月の期間内における、創作者の意に反して意匠が公知となった場合
- (7) 登録に関して：  
審査の結果、登録可能と判断された場合、意匠は登録され、登録が意匠公報に公告されます。
- (8) 異議申立に関して：  
出願公告日から2ヶ月以内に異議申立をすることができます。

出願から登録までのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は、出願日から5年です。更新により5年ごとに4回延長することができますので、最長25年となります。
- (2) 存続期間の更新は、期間係属中の最終年度内、又はその後6ヶ月以内（追徴金を納付して）に申請する必要があります。

## 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

## 11. 留意事項

### (1) 保護対象

意匠とは、製品の外観であって、当該製品自体又はその装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方又は素材の特徴に由来するものをいいます。

「製品」には、工業品又は工芸品であって複合製品に組み立てることを意図した部品、包装、外装、図形的表象及び印刷書体が含まれます。コンピュータプログラムは製品には含まれません。

### (2) 新規性、独自性

#### <新規性>

新規性とは、出願日前（優先日前）に欧州連合（EU）の域内で、公衆の利用可能な状態に置かれていない意匠をいいます。創作者又はその承継人による意匠の開示によって新規性は喪失しないものとされています。

#### <独自性>（固有の特徴）

ある意匠の事情に通じた使用者に対して与えられる全体的印象が、出願日前（優先日前）に公衆の利用に供された意匠によって与えられる全体的印象と異なっている場合には独自性が認められます。

### (3) 登録の取消し

新規性等の不登録事由違反で登録された場合には、裁判所にその取消を請求することができます。



## 商標制度

### 1. 現行法令について

2010年11月26日に改正された商標法が適用されています。

### 2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書（出願人、1又は2以上の商品区分）  
一出願多区分制を採用しております。
- (2) 商標見本
  - ① 色彩付の場合は色彩を明記した記述書
  - ② 音響商標の場合には、録音媒体及び楽譜
- (3) 優先権証明書（要求された場合のみ）
- (4) 委任状（認証不要）

### 3. 料金表（単位：ユーロ (EUR) です）

- (1) 出願料金
  - ① 3区分まで 215
  - ② 4区分以上（1区分につき） 80
- (2) 譲渡、ライセンス料金 50
- (3) 不服申立料金
  - ① 抗告部 150
  - ② 裁判所 200
- (4) 更新料金
  - ① 3区分まで 235
  - ② 4区分以上（1区分につき） 125

### 4. 料金減免制度について

減免制度は採用されていません。

### 5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

### 6. 出願公開制度の有無

商標出願について出願公開制度は採用されていません。

### 7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

## 8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 商標出願は、方式要件、登録事由及び識別性等の実体要件の審査が行われます。
- (2) 出願に方式的要件違反又は他の理由がある場合、出願人は所定期間内に補正書又は意見書の提出を求められます。
- (3) 補正書又は意見書の提出によっても上記理由等が解消されなかった場合、出願は拒絶されます。
- (4) 主な不登録事由は以下の通りです。また、出願人は複数の区分を含む出願を分割することも可能です。

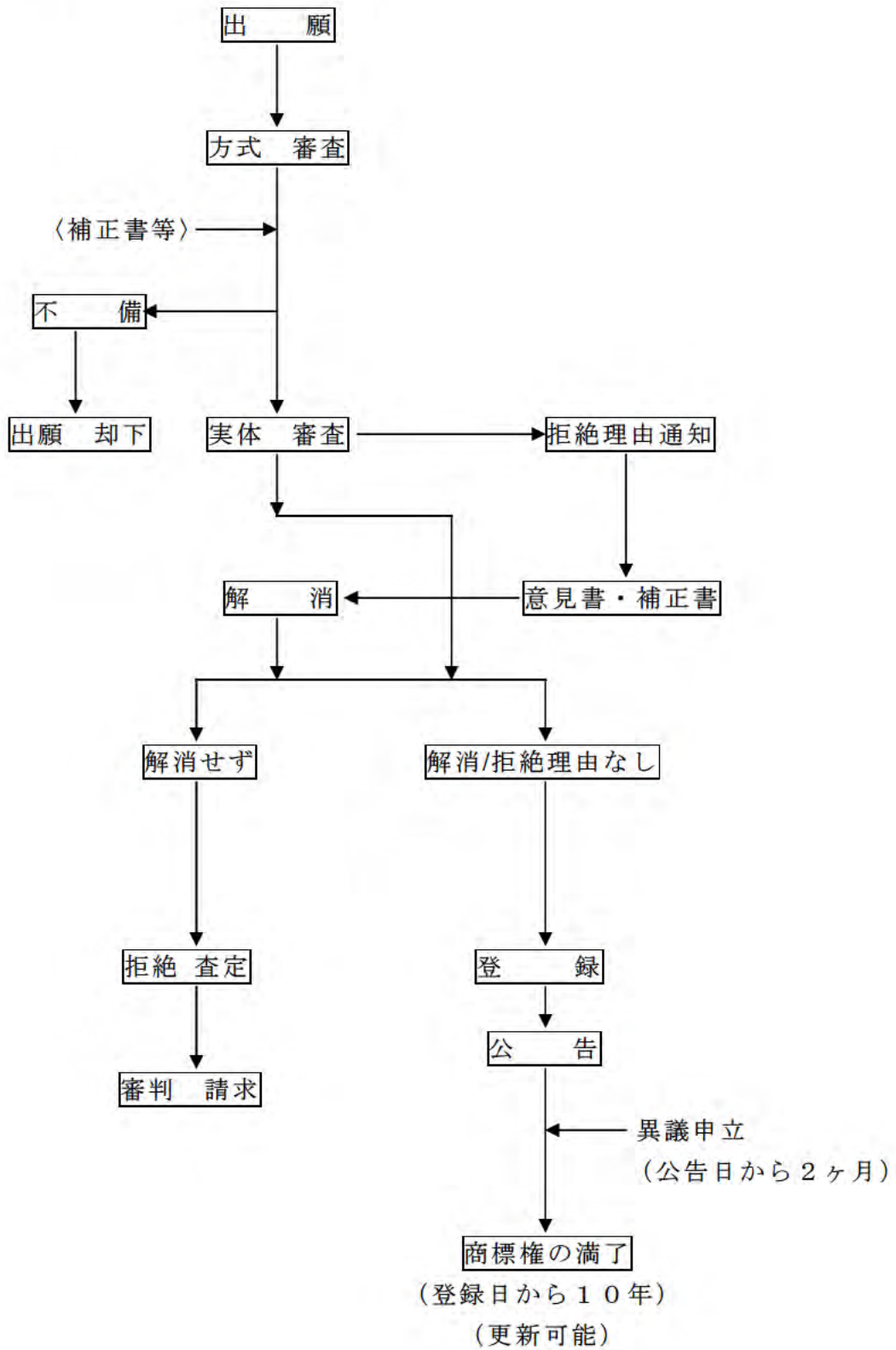
### <不登録事由>

- ① 視覚的に表示できない商標
  - ② 識別性のない商標
  - ③ 先行する他人の商標と混同を生ずるおそれがある商標
  - ④ 国の紋章・国旗やその他の記章と同一又は類似する商標
  - ⑤ 公序良俗に反する商標
- (5) 出願に拒絶理由がない場合には登録され、その後に登録内容が公告されます。
  - (6) 第三者は、登録の公告日から2ヶ月間、異議申し立てを行うことができます。
  - (7) 特許庁が出願人に不利な決定をした場合、出願人は審判部に審判を請求することができます。例えば、
    - ① 出願の却下決定
    - ② 最終的な拒絶の決定

審判請求期限は、上記決定日から60日以内となっております。

上記審決に対する最高行政裁判所への上訴期限は、審決日から60日以内となっております。

出願から登録までのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日

- (1) 登録の日から10年間です。登録により発生します。  
更新登録により10年毎に更新することができます。
- (2) 更新の手続期間は、存続期間の満了前の1年以内です。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

### 11. 保護対象

- (1) 視覚的に表示することが可能で、かつ、事業で提供する商品・サービスを他人の商品・サービスから識別する手段となり得る標章は商標登録の対象となります。
- (2) 特に、個人名称を含む語、図形、文字、数字又は商品若しくはその包装の形状、立体商標。  
音響商標、芳香商標、味覚商標及び触覚商標も視認可能に表現できれば登録を受けることができます。

### 12. 留意事項

- (1) 不使用による取消し  
正当な理由がなくして継続して5年間、登録商標を使用していない場合登録取消しの対象となります。
- (2) 譲渡  
商標権は、事業の譲渡を伴わずに譲渡することができます。第三者に譲渡の有効性を主張するためには、譲渡は登録する必要があります。
- (3) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書の加盟国ですので、議定書に基づく国際商標出願でフィンランドを指定することにより、フィンランドにおいて商標の保護を求めることができます。